

# 生産緑地地区制度について

**令和3年2月5日(金)**

**第84回行田市都市計画審議会**

# 1. 生産緑地地区制度について

- ・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目
- ・保存することによって災害防止に役立てる
- ・将来的には公共施設の用地
- ・良好な都市環境を形成する



## 2. 生産緑地地区制度を受けると

### ● 行為制限

- ・ 建物の建築制限
- ・ 土地の造成制限

### ● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予



### 3. 買取り申出ができる場合

#### ケース 1

指定から30年を経過した場合

#### ケース 2

農業従事者が死亡した場合

#### ケース 3

農業従事者が重い障害を負い営農が不可能となった場合

## 4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否  
の検討



12条 買取り可否通知(1ヶ月)



13条 農業委員会による  
従事者への斡旋



14条 建築等の行為  
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画  
審議会での審議



20条 都市計画の告示

## 5. 本市の生産緑地地区の指定状況

当初指定 平成4年12月8日 115地区 22.95ha

長野地区

平成6年11月25日

3地区 0.70ha 増

申出 「廃止 33地区」

「一部廃止 11地区」

「統合 2地区」

合併

平成19年12月25日

12地区 3.69ha 増

現在 令和3年2月5日現在 95地区 19.90ha

# 「忍第2号生産緑地地区」申請時の状況

